

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成25年度	次回見直し予定	平成30年度
条 例 名	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例				
条 例 番 号	昭和54年神奈川県条例第35号	法 規 集	第8編第6章第3節		
所 管 室 課	保健福祉局生活衛生部食品衛生課				
条 例 の 概 要	動物の愛護及び管理に関する法律(動愛法)第9条の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、動愛法第9条の規定に基づき、動愛法に基づく事項その他の動物愛護管理に関する事項を定めているものであることから、必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決で)	本条例に基づき、動物飼養者の遵守事項等を定めて必要な指導を行うとともに、県民に対する危害の発生防止のため、野犬等の収容、緊急時の措置等を実施するなど、県民の動物愛護の気風の高揚及び動物の適正管理を推進するために有効に機能している。			犬の収容頭数(県所管域) 年度 捕獲 引取り H24 532 151 H23 562 183 H22 611 173
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定めた遵守事項、野犬等の収容、緊急時の措置等は、動物愛護管理行政を進める上で必要最低限の規制である。本規制は、現体制で十分に執行されており、効率的である。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の政策分野Ⅱ「安全・安心」の「3生活の安心の確保(2)安全で衛生的な生活環境の確保」に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	動愛法の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				